免税軽油制度の継続を求める意見書

上田市の観光産業の重要な柱の一つであるスキー場の発展に寄与してきた軽油引取税の課税免除の特例措置である免税軽油制度は、令和３年３月末をもって廃止される状況になっています。

免税軽油制度は、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など幅広い分野において認められており、スキー場においては、索道事業者が使用するゲレンデ整備車や降雪機等の軽油が課税免除となっています。

この制度が廃止され、軽油引取税の課税対象となった場合、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるばかりでなく、地域経済にもはかり知れない悪影響を与えることが懸念されます。

よって、免税軽油制度を今後も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和元年１２月１６日

上田市議会議長　小　林　隆　利